

将来の年金は、保険料を納めることから始まります。

年金を受けるためには、保険料を納めた期間・免除期間などの受給資格期間が一定期間以上必要です。老齢基礎年金は、保険料の納付実績に応じた金額となります。

例1：40年間（480月）定額納付の場合、年金額は786,500円（※平成24年度）

例2：25年間（300月）定額納付の場合、年金額は491,500円（※平成24年度）

例3：学生納付特例を2年間受け、追納しないで、保険料を34年間定額納付、4年間は半額免除で納付した場合の年金額は・・・

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{満額} \\ \hline \mathbf{786,500円} \\ \hline (\text{※平成24年度}) \\ \hline \end{array} \times \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{学生納付特例期間} \\ \hline \mathbf{48月(2年)} \times 0 + \begin{array}{|c|} \hline \text{保険料納付期間} \\ \hline \mathbf{408月(34年)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{半額免除納付期間} \\ \hline \mathbf{48月(4年)} \times 6/8 \\ \hline \end{array} \\ \hline \mathbf{480月(40年)} \\ \hline \end{array}}{=} \begin{array}{|c|} \hline \text{65歳からの} \\ \text{老齢基礎年金額} \\ \hline \mathbf{727,500円} \\ \hline \end{array}$$

※平成25年4月～9月までの年金額は平成24年度と同額。以降未定。

保険料を未納のままにしておくと、老後の年金だけでなく、万一のときの年金（障害基礎年金、遺族基礎年金）も受けられなくなる場合があります。保険料の納付に困ったときは、免除等についてご相談ください。

保険料免除制度	申請者本人・その配偶者・世帯主のそれぞれの前年所得が一定以下の場合、申請して認められると前年の所得に応じ保険料の全額または一部（1/4、半額、3/4）が免除されます。
若年者納付猶予制度	30歳未満の方で申請者本人・その配偶者の前年の所得が一定以下の場合、申請して認められると保険料を後払いできます。
学生納付特例制度	前年の所得が118万円以下の学生は、申請して認められると在学期間中の保険料を後払いできます。
退職（失業）による特例免除制度	申請者本人・その配偶者・世帯主の中に、退職（失業）した人がいる場合、その退職（失業）した人の所得を除外して審査が行われる制度です。（詳しくは、2013年3月号広報誌『ねんきん通信』をご覧ください。）

保険料免除、若年者納付猶予、学生納付特例をご希望の方は、申請手続きが必要です。

免除等種別		受付可能期間
保険料免除 若年者納付猶予	平成24年7月～平成25年6月分保険料	平成24年7月1日～平成25年7月31日
	平成25年7月～平成26年6月分保険料	平成25年7月1日～平成26年7月31日
学生納付特例	平成25年4月～平成26年3月分保険料	平成25年4月1日～平成26年4月30日
退職（失業）特例 <small>（上記2種類の免除等の申請時に利用できる特例です）</small>	平成24年3月31日から平成25年3月30日までに離職	平成24年4月1日～平成26年3月31日
	平成25年3月31日から平成26年3月30日までに離職	平成25年4月1日～平成27年3月31日

平成25年度『納付』と『免除』等と『未納』は下表のように違います！

	納付	1/4免除 (3/4納付)	半額免除 (半額納付)	3/4免除 (1/4納付)	全額免除	若年者納付猶予 ・学生納付特例	未納
平成25年度納付額 (月額)	15,040円	11,280円	7,520円	3,760円	—	—	—
平成25年度免除 (猶予)額 (月額)	—	3,760円	7,520円	11,280円	15,040円	15,040円	—
受給資格期間に 算入	○ されます	△ 指定された金額を納付していれば されます			○ されます	○ されます	× されません
老齢基礎年金額に 反映される金額 (年額) <small>(平成24年度の受給水準)</small>	1,638円	1,433円	1,228円	1,023円	819円	0円	0円
老齢基礎年金額に 反映される割合 <small>(平成21年4月以降)</small>	$\frac{8}{8}$	$\frac{7}{8}$	$\frac{6}{8}$	$\frac{5}{8}$	$\frac{4}{8}$	反映され ません	反映され ません

詳しくは、稚内年金事務所(電話0162-32-1941)または町民課保健福祉グループ(電話5-1115内線160、告知端末機5-8815)にお問い合わせください。